

## 議 事 録

会 議 名	平成27年 第6回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成27年6月25日(木)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 別館3階議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進      会長職務代理：6番 藤井明男 委員：1番 木内幹雄      2番 佐藤 晃      3番 大久保泰明 4番 市川澄雄      5番 金子幸一      7番 吉田勝己 <div style="text-align: right;">合計8名</div>		
欠席委員	なし		
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹      主査：原田智香      主任主事：小宮正道		
議 事	日程 第1 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 日程 第4 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成27年第6回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名全員ですので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人は、2番佐藤委員と3番大久保委員を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号16号を上程いたします。本案件については1番委員のご親族が譲受人（使用賃借人）となっておりますので、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。では事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：（議案番号16号を朗読）（説明） 当該地は、県道伊勢原藤沢線の上に圏央道が走る北側に位置します。譲受人は譲渡人の長男で、結婚し賃貸アパートに居住していますが、子どもが生まれて家が手狭になったことと、親元で子育てをしたいことなどから、父親である譲渡人に使用貸借し、自己住宅を建築するために転用するものです。周囲にブロック積を施工し、土砂流出等未然に防止する計画となっております。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、接道する道路に水道管と下水道管が埋設され、おおむね500m以内に矢島公園と石黒歯科医院が存していることから、農用地区域内の農地以外の農地であって、市街地化の傾向が著しい区域内にあるものとなります。よって農地の区分は第3種農地と判断され、転用目的・農地の区分ともに問題はないと考えます。</p> <p>会 長：続いて、担当地区委員は退席している委員ですので代わりに私から、現地調査の結果並びに補足説明をします。 事務局説明にもあったとおり親の自宅前に住みたいとのことで見に行ってきました。調整区域ですが、要件も揃っているので大丈夫だと思います。通路に筆が多いのは、東京電力の送電線の地役権が設定されていたり、相続時に分筆したりしたとのことでした。</p> <p>会 長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>		

会 長：では全員賛成ですので、議案番号16号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。それでは1番委員、入室・着席をお願いします。

次に、日程第2、非農地証明願について、議案番号17号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号17号を朗読）（説明）

当該地は位置図にありますとおり、老人ホーム湘風園から西に150mほどいったところにある土地で、昭和55年頃に所有者の父が土木業者に資材置き場として貸し、平成11年に相続し継承して貸しているとのことです。当時は奥にガレージらしきものがありましたが、5月に道路側へ移動した際に、雑種地である隣地と一緒に使用する工事が始まり、その際、地目が畑のままであったことに気がついたそうです。なお、当該地の立地基準は接道する道路に水道管と下水道管が埋設され、おおむね500m以内に小谷小学校と露木接骨院が存していることから、農用地区域内の農地以外の農地であって、市街地化の傾向が著しい区域内にある、第3種農地となります。

会 長：続いて、地区担当委員から、現地調査等の補足説明をお願いします。

6 番：鋼板で完全に囲まれていて中を見るのは難しかったのですが、事務局の説明のとおりコンクリート敷きとなっているので、農地としては復元は難しいと考えます。隣地にも影響がないので、非農地とみてやむを得ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

会 長：では全員賛成ですので、議案番号17号は原案のとおり非農地証明書を交付することに決定いたします。

続いて議案番号18号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号18号を朗読）（説明）

当該地は、寒川高校南側の町道を西へ150mほどいったところの交差点、南西角にある土地で、昭和60年頃、所有者の亡くなった夫が建材店の資材置き場として賃貸しました。その後、平成5年に相続し、引き続き同じ建材店に賃貸しています。

当該地の立地基準は市街化区域から連たんしていることから第3種農地となります。

会 長：続いて地区担当委員から、現地調査等の補足説明をお願いします。

1 番：6月17日、会長と事務局と一緒に見に行ってきました。長年、使っていることから農地として復元は不可能と思われます。隣地等に障害がないので、非農地が妥当です。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

会 長：では全員賛成ですので、議案番号18号は原案のとおり非農地証明書を交付することに決定いたします。

続いて議案番号19号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号19号を朗読）（説明）

当該地は県道46号相模原茅ヶ崎線の健康管理センター前交差点を100

mほど北にいった左側にあり、申請者の息子が昭和60年に自己住宅を建築するために元地番から分筆しました。その当時から庭敷地として一緒に使ってます。当該地の立地基準は接道する道路に水道管と下水道管が埋設され、おおむね500m以内に信玄芝原公園と井出歯科医院が存していることから、農用地区域内の農地以外の農地であって、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地となります。

会 長：続いて地区担当委員から、現地調査等の補足説明をお願いします。

5 番：6月18日事務局と一緒に見に行きました。30年くらい前から庭と駐車場として使っていることと、産業道路にも面してるので、非農地が妥当だと考えます。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号19号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

会 長：では全員賛成ですので、議案番号19号は原案のとおり非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に日程第3、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、議案番号20号、21号について地区担当委員が同じですので、一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号20号、21号を朗読)(説明)

当案件につきましては、所有者立ち会いのもと2日にわたり、地区担当委員と事務局で20号6筆、21号6筆の合計12筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：おのおの立会いのもと、すべて事務局の報告のとおり作付けされている。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号20号と21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

会 長：では全員賛成ですので、議案番号20号、21号は原案のとおり利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

続いて、議案番号22号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号22号を朗読)(説明)

当案件につきましては、所有者立ち会いのもと地区担当委員と事務局で計6筆の利用状況確認をしましたところ、すべて耕作されており適正に管理されておりました。

会 長：続いて地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：事務局と確認した結果、田については一部畑となっていましたが綺麗に耕作されていました。家の隣地の畑についても綺麗に耕作されていました。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

会 長：では全員賛成ですので、議案番号22号は原案のとおり利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

続いて議案番号23号、24号について、地区担当委員が同じですので、一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号23号、24号を朗読)(説明)

まずは訂正をお願いします。地積761.00㎡を751.00㎡に訂正

	<p>してください。それに伴い合計6, 644. 00が6, 634. 00㎡となります。</p> <p>当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当委員と事務局で23号11筆、24号3筆の計14筆の利用状況確認をしましたところ、すべて耕作されており適正に管理されておりました。</p> <p>会 長：続いて地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7 番：共に作付けされていたり、すぐに作付けできるような状態なので、問題ありません。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号23号、24号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号23号、24号は原案のとおり利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。</p> <p>続いて、議案番号25号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号25号を朗読)(説明)</p> <p>当案件につきましては、所有者立ち会いのもと地区担当委員と事務局で計25筆の利用状況確認をしましたところ、すべて耕作されており適正に管理されておりました。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>6 番：田については作られていました。畑については色々と作付けされていました。適正です。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号25号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号25号は原案のとおり利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。</p> <p>次に日程第4、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号43号の1件、日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号44号及び45号の2件、日程第6、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号46号から48号の3件、以上一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号43～48号を朗読)(説明)</p> <p>いずれも添付書類を含め完備しておりましたので、事務局専決により書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として審議事項はありますでしょうか。</p> <p>会 長：では、以上をもって、平成27年第6回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成27年第6回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(2番) 佐藤 晃 署名人(3番) 大久保 泰明

本議事録は、平成27年7月29日、承認・署名を得て確定しました。